

<b>令和元年度 第1回 橋本市人権尊重の社会づくり審議会</b>	
開催日時	令和元年9月18日(水) 午後1時30分～
開催場所	橋本市教育文化会館 4階 第5展示室
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 開会</li> <li>2. 市長あいさつ</li> <li>3. 委員の紹介</li> <li>4. 会長・副会長の選出</li> <li>5. 会長あいさつ</li> <li>6. 橋本市人権施策基本方針の改訂に係る諮問</li> <li>7. 橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領(案)について</li> <li>8. 議事 <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 橋本市人権施策基本方針とは</li> <li>2) 橋本市人権に関する市民意識調査の結果について</li> <li>3) 今後の審議会開催スケジュールについて</li> <li>4) その他</li> </ol> </li> <li>9. その他 次回審議会の議事と開催日時について</li> <li>10. 閉会</li> </ol>
出席委員	木浦憲一委員、喜多見委員、薦田哲委員、津本光代委員、戸島浩子委員 野口政弘委員、萩原弥生委員、松本祐代委員、丸山哲也委員、村田溥積委員 和田照子委員 (※50音順)
配布資料	資料1 橋本市人権尊重の社会づくり条例 資料2 橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則 資料3 橋本市人権尊重の社会づくり審議会委員名簿 資料4 橋本市諮問書の写し 資料5 橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領(案) 資料6 橋本市人権施策基本方針(改訂版) 資料7 橋本市人権に関する市民意識調査の結果 資料8 審議会の開催スケジュール(案)
内 容	
	<b>1 開会</b> 事務局より
	<b>2 市長挨拶</b> 皆さんこんにちは。本日は第1回人権尊重の社会づくり審議会を開催したところ、皆様にはご多忙の中ご出席いただき、ありがとうございます。橋本市では平成17年に橋本市人権施策基本方針を作成し、そして平成18年に高野口町と合併して、平成20年3月に改訂版を出しています。これまで基本方針に基づいて人権政策を進めてきましたが、昨今の社会的変化によって様々な人権問題が起こっています。児童虐待であったりDVであったり、またヘイトスピーチの問題であったり、インターネットによる人権侵害であったり、本当に今までと違う環境に変わってきているのかなど

	<p>思います。そして人権に関する市民意識調査報告書にもありますように、新たな問題も発生してきており、もう一度基本施策を見直して、皆さんにいろいろご協議をいただき、またご指導いただきながら、新たな人権施策を進めて行きたいと思っています。そしてこれからも差別のない人権が尊重される街づくりを進めて行きたいと思っています。委員の皆様には貴重な意見を聞かせていただき、今後の人権施策に反映させてまいりたいと思いますので、ご協力をお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。今日はご苦勞様です。</p>
	<p><b>3 委員及び事務局自己紹介</b> 各出席委員及び事務局より</p>
	<p><b>4 会長・副会長の選出</b> ・事務局より橋本市人権尊重の社会づくり審議会規則に則り、本審議会が成立していることを報告。 ・事務局の提案にもとづき、会長に村田委員、副会長に米澤委員を選出。</p>
	<p><b>5 会長あいさつ</b> 村田会長よりあいさつ</p>
	<p><b>6 橋本市人権施策基本方針に係る諮問</b> 市長が諮問文を読み上げ、諮問書を会長あて提出。(提出後、市長は退室)</p>
会長 が議事進行	<p>議事に入る前に、 「<b>7 橋本市人権尊重の社会づくり審議会の公開及び傍聴に関する要領(案)について</b>」について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	事務局より要領案について説明。
会長	ただ今の説明について、質問及び意見はありませんか。
委員	この要領は今までの審議会には無かったのですか。
事務局	これまでこの審議会では、この公開及び傍聴についての要領はなかったので、今回から市民や皆様に公開、傍聴等をしていただき、広く情報共有をさせていただきたいと思っています。
委員	このような要領はどこでもあるのですか。一般と違うところがあれば教えてください。
事務局	傍聴要領案については、以前より橋本市で運用しているものを参考にさせていただきました。
会長	ほかにご意見はありませんか。
各委員	意義なし。
会長	<p>それでは、何も非公開にする必要もないので、今後この要領で公開ということにいたします。 本日の傍聴者はありますか。</p>
事務局	ありません。
会長	それは広報が十分出来ていないということですか。
事務局	傍聴等の案内についての広報は、ホームページでの周知にとどまっているので、次回からは他の周知方法も検討させていただき、審議会の傍聴を広く呼び掛けたいと

	<p>思います。</p>
会長	<p>よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、「<b>次第の 8 議事</b>」に入る前に、議事録署名委員を私の方から指名させていただいていいですか。</p>
各委員	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは 2 名の委員を指名させていただきます。1 人は木浦委員、もう 1 人は萩原委員をお願いします。宜しいでしょうか。</p>
両委員	<p>了承。</p>
会長	<p>それではよろしく申し上げます。</p> <p><b>次第 8 議事</b></p> <p><b>議題 (1) 橋本市人権施策基本方針とは</b></p> <p>では議事に入ります。議事の「(1) 橋本市人権施策基本方針とは」について、私がこれまでの策定に関わってきたので、あらかじめ事務局より私の方から説明をしてほしい旨の依頼がありましたので、ご説明させていただきます。</p> <p>それでは基本方針の中身に入りますので、皆さんにお渡ししている資料 6 の基本方針 (改訂版) をご覧ください。初めのページには当時の市長の言葉で、「人権が尊重され一人ひとりが心豊かに暮らせる橋本市を目指して」とあります。先ほど言ったように、平成 17 年 3 月に人権施策基本方針が出来たのですが、翌 18 年に高野口町と合併したこともあって、内容の微調整をするという意味でもう一回見直して、新たな形で基本方針を出しました。</p> <p>まず目次を見てください。第 1 章「基本方針策定への基本的考え」から書いていますが、実はその中の 1 ページ目の「1. 人権の基本理念」のところから、前回は意見がいっぱい出ました。一つは、ここに載せる内容としては、当時の環境や、あるいは橋本市に即した形で文章を作っていこうということで、社会的に孤立をした、あるいは摩擦があったような事柄を人権侵害と捉えて、そういうものを無くしていこうということで考えました。1 ページの一番下に「民主主義が未成熟な社会では人権侵害そのものが問題とはされず、差別を受ける本人の個人的弱点とみなされがち」という問題を抱えており、基本的人権とはなんぞやということもあまり議論もされないということがありました。当時の橋本市の審議会委員さんは、何もないところからこの基本方針を作っていく、無から有を生み出すという意味で、非常にご苦労されました。各々の文章の書き方の違いもあって、そこでも意見が共有出来るようにと時間をかけました。2 ページに「3. わが国における人権確立の教訓」とありますが、この部分は和歌山県の各地域で大事に読まれている部分です。特に、2 ページの下から 2 行目に「責善教育」という言葉がありますが、イコール同和教育のことです。大正時代から行われてきた「水平社運動」など部落解放運動のなにもかもひっくるめて、お国のための戦争ということが一番始めに出て来て、部落解放どころか、一言で社会運動を終わらせてしまったのです。そしてその当時「水平社運動」は各地で出て来たと思いますが、非常に格調の高い人権運動だったと考えていますが、この戦前の人権運動は、戦後の昭和 22 年からあるいは昭和 40 年代以降の同和教育の中で行われて</p>

きたものとは大きく違う部分があります。それで「水平社運動」というのは、何も活動したことによる成果を得る事が出来ない。活動の目的としたのは、人の命の尊さ、人権というのが大事だと言って、和歌山県というよりは日本全体の中で人権運動というのは、これが唯一無二じゃないかと。代償を求めない、求めるものは自分たちの名誉だと。部落の人たちの解放運動の中心は、悲しいかな、自分たちが認められないというのは口惜しいから。こういう言葉で統一された形で行われておったのですが、今言ったように戦争で何もかも、社会運動がダメになってしまったのです。

それで戦後復活させるのは京都と和歌山。京都府は昭和 22 年、1947 年の段階で同和運動という形で始まり、和歌山県はそこにもあるように「責善教育」という言葉でスタートしました。「責善」というのは私も意味がわからなかったのですが、後で伺うと「責善」の責は進める、推進という意味で、「みんなで善を進めよう」ということです。同和教育と言わずに「責善教育」という形で言われて、特に当時の教職員組合の方々を中心に組み込んだもので、それは素晴らしい運動でした。今日の同和運動の下地を作ったのはこの「責善教育」で、昭和 41 年から続いています。その「責善教育」という名の同和教育が行われたと、そこに書いてありますが、この最後の行の「和歌山県は他の県に比べて、特段に同和問題の解決を県の重要課題という形で取り組んだ」ということですね。これは昭和 26 年の京都の「オールロマンス事件」とか、あるいは昭和 27 年の和歌山県の「N 県会議員の事件」、この前まで固有名詞で言っていました。固有名詞で言うのをやめようということで N という頭文字にしていますが、それともう一つ「吉田中学事件」といって、昭和 27 年に起った事件があります。この大きな 3 つの事件が 3 つとも、内容が京都に関わるころへ話を落としている。単に個人の差別的な言動のような問題でなくて、全体としてこの差別を受けている人たちは、国の政策の差別問題へ繋げている。つまり京都のオールロマンス事件は、オールロマンスという雑誌で、そこに載せられた教員は、特殊部落という名前の差別を受けたもので、そこに書かれているのは、朝鮮人もヤクザも同和地区の人もみんな一緒にして、汚いことを書けば良いというくらいに書いてある内容です。それを解放しようとした闘争委員会は、そのまま受け取れずに京都市で 30 数項目の公開質問状を出しています。例えば、京都市で上水道が一番遅れている所はどこ、あるいは下水道の完備していない所はどこ、あるいは舗装のまだ行われてない所はどこ、あるいは「トラコーマ」という目の病気が一番残っている所はどこという形で聞いていくと、上から 3 つ全部が京都市内の被差別部落に集中しました。だからそれを見てもらうことによって、政策として遅れているのだと、問題点を浮き彫りにしたのです。これが後の同和対策事業というものにつながっています。

こんな差別の最中に、和歌山県では昭和 27 年に N という県会議員の事象が起きました。その半年前にオールロマンス事件があったので、その解決方法が和歌山県と京都府とで似ています。時の県知事は個人の問題としての差別意識だけではなくて、行政が行っている差別行政、すなわち貧しい所へお金を持って行かないとか、差別をしている所は放りっぱなしにするとか、そんなのはダメだということで、和歌山県もそれを引き続いて、地域全体が差別を受けているということは物的な面でも差別を受けているのだと。このような形で行われているということと言ったものだから、差別

というのは、国が、都道府県が、あるいは市町村が行っている面があるのではないか。つまりそれによって政策として、つまり予算を組んでお金を出す必要があるのではないか。これがこの差別を形作った実態的差別というものの一つです。で、実態的差別の反対が心理的差別です。皆さん方はどう考えになるのか。この実態的な差別は予算を組むことによって無くすことが出来るだろう。あるいはそうでなくて、実態的差別があつて、それが完全な形に直ったとしても、心理的差別が残るのではないか。人権という問題にはこの2つがあつて、実態的差別と心理的差別になってくると違うのかなど。

で、ここが審議会の1つのポイントになるということだと思います。皆さんはどんなふうにお考えになるのか。国は実態的差別がほぼ解決したということで、平成14年に同和問題の対策を打ち切りました。予算も思い切り減らしました。橋本市も同様にとつて減らしていった中で、予算のないところで予算に関わる差別ではなくて、心理的な差別が残ってないだろうかということで、それがこの2ページから3ページにかけての「4. 人権尊重の社会づくりに向かつて」というところに入っていきます。つまりこの審議会では、実態的差別という物の差別だけではなく、心の差別も一緒に無くしていくべきじゃないかということで位置付けてきました。その次に、これを推進していくためにということで、美しい言葉を書いただけではダメで、現実にどう施策を推進していくかということをして6ページから7ページにかけて書いています。この部分は審議会委員の方に教員をされている方がおられたので、お読みいただいたらわかると思いますが、9ページくらいまでの心理的な面の取り組みについては、非常に細かく書いています。

次の11ページからは「第3章・分野別施策の推進」ということで、その中の「1. 分野が特定しえない人権課題」では「(1) 公権力と人権」「(2) 環境と人権」「(3) 情報と人権」という項目について書いています。一般的には差別を受ける側と差別をする側というのが明確に分かれています。例えば、女性の差別でいうと、女性が差別を受けるので、これを無くそうと言ひ、子どもの差別では、子どもの人権侵害を無くそうと言ったり。あるいは高齢者の場合は、人権侵害を受ける場面が特定されます。ところが公権力、環境、情報の3つは、誰もが加害者にも被害者にもなるということで、特定分野として挙げることのできないものです。特定分野として挙げられるものは14ページ以降に書いています。その特定分野というのは、女性、子ども、高齢者等で、分野別に分けています。これについてはまた後にお諮りしますが、どなたか専門の方に担当していただいて形を整えて行く。例えば、14ページの「女性の人権」では、現状と課題、背景、状況、特質と課題、取組の方針という項目があつて、そこへ各々の形で入れて行く。各担当がこういうふうにしなから、最後まで分野別に同じ形式でまとめています。後の方では、「同和問題」も同様の形で書いていますし、また「外国人の人権」「感染症及び難病等患者の人権」、「犯罪被害者」、「刑を終えた人の人権」も入れてあります。

そして34ページからは結びということで、「人権文化の創造をめざして」という形で書くということにしています。最終的に39ページですが、そこまで書いてはないですが、一つ心配事がありました。それは、我々、市から委嘱された民間の委員が

	<p>考えて、一生懸命こういうものを作り上げたとしても、本当にそれが市の資産として実施していただけるのかということです。すなわち「結びにかえて」という項の後ろの方に書いていますが、『人権施策推進にあたって最も留意すべきことは、この基本方針を単なる理念や文章だけに終わらせることなく、あくまでも具体的・個別的に市民の日常生活に生かしていくことです。また、この基本方針の策定は、作ることが目的ではなく、これを出発点として各種人権施策に取り組み、差別のない、誰もが住んでみたい・住んでよかったと思える橋本市を作り上げることが究極の目的です』と書いています。これが人権の目的です。よくあるのは、行政から諮問を受けてやりますと、行政が一緒になってやったとしても、こういう冊子が出来上がったなら、それでゴールになってしまうということです。そうではなく、これが目的じゃなくスタートです。これを基にしてどう民間のスタートとして組み込んで行くのか、行政は行政、市民は市民なりにとりという形で、これを結びにしたいということで書いています。話が長くなりましたが、この様にして作りました。</p> <p>今後これを見直していく際には、どんな形で皆さんに関与してもらおうかという問題がありますね。どこをどうするのかということです。今までやって来たところの説明は、以上になります。</p> <p>それで例えば、これを初めて見た方もあるかもしれません。橋本市の市民であれば本当は見えていただいているといけませんが。でも周知徹底が出来ていなかったら、そんなことが橋本市であったのかとか、あるいは先人たちがそんな苦労しながら作り上げてきたのかというような思いなのかどうか。その辺りはどうでしょうか。この基本方針があったということを知っている方は、手を挙げてくれますか。初めに作った時から、パンフレットにしてもあるいは分厚い冊子にしても、何でもいいので、みんなに見ていただくことが重要です。とにかくあちこちの話の中でそれを話題にさせていただいたらいいということですが、反論もないし、批判もないとなると、見ていただいているのだろうなど、作った者としては思っていました。皆さんのように審議委員になって、ここに選ばれて出て来られるような人でもそういうことであれば、まして一般市民は知らないということです。例えば、和歌山県でも同様に基本方針を作っています。皆さんは橋本市民でもあるし、和歌山県民でもあります。上も下も関係なく、両方理解していないといけないということです。</p>
<p>会長</p>	<p><b>議事「(2) 橋本市人権に関する市民意識調査の結果について」</b></p> <p>もう一つは、これを書き直そうとする中で、皆さんにお配りしているように市民意識調査結果が出来上がっています。その意識調査結果を基にしながら、こんな意識だからここをこうしようというような部分も浮かび上がってくるということです。この意識調査結果については、事務局から説明してもらえますか。</p>
<p>事務局</p>	<p>資料7及び「橋本市人権に関する市民意識調査報告書概要版」により説明。        主な説明事項は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・概要版について・・・調査の目的、調査対象、調査期間、有効回答数、回答者の属性等。</li> <li>・資料7について・・・全28問の設問に対する回答結果のポイント等。</li> </ul>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございます。</p>

	<p>今の説明について、何か質問等がありますか。</p>
<p>委員</p>	<p>大変細かく調査及び集計をしていただいておりますが、回答者数が 2000 人に対して約 860 人で半分以下ということで、あまりにも少ないと思います。この結果をもって、橋本市の人権に関する市民意識調査結果として表へ出してもよいものかどうか気がなります。</p> <p>それと、先ほど会長から詳しく「責善教育」のことや時代背景等についての説明をいただきましたが、今の時代では話の内容が非常に薄まっているように思います。20 年前の小学校の教科書には、「土農工商えたひにん」というのが、1 ページに出ているのです。今 6 年生の教科書には活字としては出て来ません。出ているのは、A4 の教科書がこのくらいの大きさとしたら、この辺の欄外にこれくらいの円グラフがありまして、武士は何人くらい、町民は何人くらい、商人は何人くらいと、円グラフの形でそれぞれ何パーセントありまして、残りのわずかちょっとのスペースに、「それらの人々から区別されていた人々」というふうに表記されています。その区別されていた人は誰かという、僧、神官などと書いてあるのです。それが小学校の教科書にあります。部落問題の部落という活字が書いてあるのが中学 3 年生です。これには身分制度ということで載っています。この問 15 ですが、家庭で教えているか教えてないかですけれども、聞いてない子、問答してない子など、聞かずに素通りしている場合は、中学校 3 年生まで知らないのです。知っている子は、いつから知っているのかわかりませんが、平均化されています。家に帰って両親あるいは三世代のお婆さんお爺さんなどに聞くとしたら、まずは同和地区と言われている地域の人々は、うちはそうだとはいわないと思います。言っている家庭もあるかもわかりませんが、これは少ないと思います。部落外の人たちは、橋本市にはこういう所やこういう所があって、あまり仲良くしない方がいいよとか、そういうような偏見で押さえつけている可能性が高いです。その偏見について、私も元気な時には地区懇談会等で保護者に聞きました。なぜ差別をするのですか、される方はなぜ差別されるのですかと。1 つでも 2 つでも具体的に聞かせてくださいと聞いたのですが、結局原因はわかりません。そのために「責善教育」とか色々な話をゆっくりと、市の講演会等々でしていく必要があるのかなと思うのですが。だから教科書にこういうことしか書いてない。そうしたらどういうふうにして子どもたちの目を覚ましていくのでしょうかということを、教育委員会を中心に進めていくよう、文章に挙げていただく必要があるのではなかろうかと、強く感じました。</p>
<p>委員</p>	<p>人権の意識調査と言うのは、今後もされる予定でしょうか。同和問題はもうないという話がありますが、今後も取り上げる必要がありますし、橋本市の状況はわかっていますが、少なくとも人権問題の一つとしてとらえる必要があると思っています。ですから同和問題についての調査は丁寧にされていますし、こういう丁寧さが必要だと思っています。ただ、逆に、こういう丁寧さが他の今話題の人権については欠けています。これくらいの丁寧さが欲しい。そうでないと、はっきり言って取り上げて欲しいテーマは、子供の人権、高齢者の人権、女性の人権なのです。これはものすごく細かいし、また複雑です。私は弁護士をやっていますが、例えば今、養育費を払うのが当たり前になって来ていますが、これを条例で補助しようという取り組みがあ</p>

	<p>ります。DVがあっても我慢している人が多いですが、実は離婚も簡単に出来ますし、慰謝料のことも色々な対応が出来ます。ところがほとんど知られてないところもあって、女性の人権が色々な形で問題になっています。ところが、残念ながら調査では抽象的な質問で終わっていますし、子どもの人権に関しても、もっと丁寧にやっていただきたい。同和問題と同レベルにやっていただきたい。それと先ほど言われたように、果たして43%の回収率が適切かどうか。調査にあたっての回収率をもっと上げる努力をするということと、そして質問内容については、もう少し最近の話題に関しても同和問題と同レベルの掘り下げが必要ではないかと思います。</p>
委員	<p>先生の意見は確かによくわかります。ただ、部落問題で差別されるというのは、地域的な差別、同和地域全部に対する差別、女性差別というのは女性全部に対する差別、同等に挙げていくことが大変大事です。ところが、障がい者差別のように個々の差別っていうのがあります。昔はその家族全部が差別されたそうですけど、それは昔むかしの話になりましたが、例えば結核などの病気は、親も兄弟も親戚もみな差別されたということがありましたが。差別についてはその辺のことも考えていただきたい。同列に考えることは大事です。けれどもやはり地域全体で差別されるという部分で、ちょっと違いがあると私は思います。</p>
委員	<p>2点あります。1点目は今、委員の指摘がありましたけど、私たちが将来にわたっての人権行政の基本方針を考えていく時に、同和問題については日本で一番先に取り上げられた人権問題ですから、ある程度熱くなってきたんですね。だけど、同列って委員がおっしゃいましたけど、同列ってどういうことでしょうか。同じように力を入れていかないと、これからの家族問題、人権問題を考えていくときに、同じように力を入れて行かない限り、それは解決に向う方向性を出すことは出来ないのではないですか。確かに、個人のものとか、地域のものとか、歴史的なこととか、特徴はありますが、でも基本的には同じに扱わないと次の政策は講じれない、と私は思います。</p> <p>2点目は、大変細かく丁寧な調査結果を書きいただいていますけど、設問数が少なかったというのはちょっと置いておきまして、別の意味でちょっと言わせてもらってもいいですか。この結果をどうとらえるのですかという部分はないですね。要するに出題をしていただいた時の意図があった訳ですよ。そしてそれを監修していただいた先生がいるのですよね。じゃ、その結果どうなのだとすることがないと。それこそ血圧が高い人が、ドクターからあなたの血圧はこうですよと言われて、じゃ、その結果を言われてもどうなのですか。だからこの数値がこうで、あなたの体調がこういうふうが悪いですよ。だからどうしていただきたい、となるのではないですか。</p> <p>この結果を有意義に使っていくための考察は、一つはあります。前回調査との比較になります。もう一つは、出題していただいた方の持っておられる尺度的なもの、この傾向は、橋本市は少し問題が多いですね的な、あるいはこの件についてはかなり進んでいますね的な、そういう納得の出来る説明の機会はないのでしょうか。そのような分析の記述がほとんど無いように思いました。</p>
事務局	<p>こちらについては、人権・男女共同推進室の職員が作成しています。各分野の有識者のご意見をいただくようなことは、残念ながら出来ていません。ただし、同和問題</p>



	<p>の分野に限っては、大阪市立大学の阿久澤教授に複雑な分析と考察をしていただいています。本来であれば各分野の専門の方々にご考察いただくことが出来ればよかったのですが、そこまでの時間と予算がありませんでした。</p>
<p>会長</p>	<p>意識調査のやり方としては、前回と重複する設問を出して、前回調査との継続性を見るというのが一つあります。全く違う問題を出しても意味がない。もう一つは、和歌山県は同和問題については昔から調査をしています。調査をする大学はどこがあるかという、大阪市立大学と龍谷大学がある。ところがこの2大学は同じ問題を検討しても答えが違うのです。受け取り方が。例えば、女性がYESかNOかで答えない場合、大阪市立大学では“女性はダメだ”と評価し、龍谷大学では“女性は良く考えた結果だ”と分析する。そういう違いを何度も見て来ました。で、一つには調査をする時に過去の問題を出していくとしたら、先ほど委員から意見があったように、新しい分野についても同和問題と同じくらいの設問数で深く問うべきだとの意見が絶対出て来る。そうすると今度は設問項目が多くなり過ぎて、答えるのが大変だというような話もあって、意識調査を実施する場合には、非常に難しい問題が出て来るということは確かにあります。しかし、我々の審議会から言うと、やはり新しい設問をたくさん出して、そして今後のためにもやっておく必要があるのではないかなと思います。しかもそういう人たちの意見を、この審議会の基本方針の検討の中にも、はめ込んでいくべきではないかなと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>新米なのですが、私が申し上げようと思うことは何の解決にもならないのですが、私の体験談を聞いていただきたいと思います。20 数年前のことですが、色々なボランティアをしていて、とても仲良くなった女性の方がいらっしゃいました。それまで私は同和に関して深く学んだことがなくて、常識的なことしか知らなかったのですが、ある時彼女から「同和問題ってどう思う」って聞かれたのですね。「詳しく勉強していないの」と言ったら、「例えば、子どもが適齢期になって結婚問題が起こった時に、相手の方が同和の方だったらどうなさる」と聞かれたのですね。その時に「そうね、もしも結婚問題となると、ひょっとすると私は反対するかも知れない」と言ったのです。そうしたら彼女がうなずいておられたのですが、その時は彼女が同和の方とは知らなかったのです。私の言ったことを悲しい思いで聞かれたと思うのですが、でも彼女はそれから先もずっと亡くなるまで友だちだったし、その女性をとてとても素敵な方だと思っていて、それこそ差別することなく普通に付き合っていました。だから、同和地区に生まれた人もそうでない人も、両サイドが同じ様な意識を持つということが大事で、一方が被害者意識を持っていて、逆にそうではない人たちに差別意識があるようなのは、随分前から薄らいできているのではないかなと思っています。今の私の体験談の彼女は、きっと小さい時からそのことをすごく気になさって、すごく努力をなさったと思うのです。彼女は賢くて素晴らしいものをいっぱい持っていましたし、堂々と意見を言われていました、だから、どちらからでもなく自然に交わって行くような、そういう雰囲気を作っていくことが、土台作りというか、やはり大事なかなと思います。私が彼女との友情を最後まで続けて来られて、そして大事なものを彼女から得られたなあという思いがあります。本当に彼女との経験を通して、どのようにして行ったらいいのかなということをもっと根本的に考え直すべき</p>

	<p>ではないかなというふうに思っています。</p>
事務局	<p>いくつかのご意見をいただいています。お答え出来る範囲で説明させていただきます。</p> <p>まず、意識調査の有効回答率の話ですが、43.1%となっていますが、本来はもう少し回答をいただいています。ただし、大問で28問ですが、その中の小問の数は全部で105問あります。そしてこれらの設問は、かなり絞り込みをしています。といいますのは、設問数が多くなるほど回答率はやはり下がってしまいます。その辺を検討した中で、このボリュームの調査票にさせていただきました。そして43%という回答率は、他の自治体をみても、その多くは40%台前半が多いようです。またこの調査票は、郵送で送付し郵送で返送してもらったということも、回答率に関係しているものと考えます。</p> <p>そして例えば、和歌山県は人権施策基本方針を5年毎に見直していきまして、これに合わせて県民意識調査も5年毎に実施していますが、橋本市ではそういう進め方が出来ていなかったという経過があります。今回の取り組みを契機に、今後は5年スパンでの意識調査と基本方針の改訂を進めて行けたらよいと考えています。</p> <p>それと分析のお話ですが、今回は時間の制約や、特に予算の制約もある中で、私たち職員が中心になって報告書を作成したということがあり、決して十分なものにはなっていないかもしれません。経年比較については、もちろん出来れば一番いいのですが、それよりも今回はなるべく客観的な分析が出来るような設問となるよう見直しをしたということがありますので、その点をご理解いただけたら有難いと思っています。なお、今日の資料には入っていませんが、事前に委員の皆さんへ約170ページの冊子になった意識調査報告書をお渡ししています。これは我々職員が頑張って作成したという自負もありますので、もし時間があるようでしたら、一度ご覧いただけたらと思います。</p>
会長	<p>これを見ると確かに苦労があったと思います。まあ、色々な見方もあるでしょうが、でも計画して進めて行くことが大事です。こうして皆さんに集まっていただくだけでも、実は十分なお意見も出ますし、その意見の一つひとつが全て必要な事ばかりだと思います。ですから次回、もう一度こんな形での話し合いが持てるような場を作っていただけませんか。そしてその後、前に進めて行くということでもよいのではないかと思います。委員の皆様にはこうしてご出席いただいて、有益になったかどうかわかりませんが、私は十分プラスになったと考えています。そしてまた次回には休まずに出席していただきたいと思います。</p> <p>では次の議題について事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p><b>議事「(3) 今後の審議会開催スケジュールについて」</b></p> <p>では、議題の(3) 今後の審議会の開催スケジュール(案)をご覧ください。事務局の方で案を作っています。今のところ、審議会は全6回、市長への答申は来年5月頃を目途に進めて行けたらと考えています。ただし、これはあくまで予定ということですので、もしよろしければ会長から今ご提案がありましたように、次回もう一度このような形の会を開いて、皆さんのご意見をいただけたらと思います。</p>

	<p>では、資料のスケジュール案について、簡単にご説明させていただきます。 (資料を読み上げて説明)</p>
事務局	<p>このスケジュール（案）では、次回12月に第2回審議会を開催し、各章の素案についての資料をご用意して、順次ご審議いただくことを考えていましたが、引き続き意見交換をしていくということであれば、再度日程調整をさせていただきますので、その点ご協議いただけたらと思います。</p>
会長	<p>次は12月にもう一度、意見交換をするということで構いませんか。</p>
各委員	<p>(異議なし)</p>
事務局	<p><b>9 その他（次回審議会の議事と開催日時について）</b></p> <p>ありがとうございます。それでは12月にもう一度、意見交換をするということで進めさせていただきます。日時につきましては、今のところ12月後半を予定していますが、後日あらためてご案内させていただくようにします。</p>
委員	<p>ちょっとよろしいですか。基本方針についてなのですが、色々な人権問題を取り上げてはいますが、橋本市特有の人権問題というか橋本市の状況を、女性の問題でも子供の問題でも、こういう相談があるとか、こういう話題があるとか、何か情報があれば次回までに情報提供いただきたいと思うのですが。</p>
委員	<p>今、委員がおっしゃったように、市の中の各課で抱えている問題というか、庁内で抱えている問題には何があるのかという部分を、私たちが知らないままでは何ら対応が出来ないということになるかと思えます。資料には“庁内関係課の聴き取り”となっていますが、私たちは何を聴き取ったらいいのかということになると思います。だから実際に現場で仕事をされている職員の方々が、日頃思っていることや色々な問題があるということについては、きちっと調べていただいた上で、私たちも対応していくべきかなと思います。ですからその辺のところもきちっと資料に含めて、網羅していくべきだと思うのですが。</p>
委員	<p>すいませんが、次回の12月まで暫く期間がありますので、私自身の知識も浅い状態ですので、この場で話し合う内容について、あらかじめ自分で何か考えておいて、この場へ自分の考えを持ってくるとか、そういう配慮をしてもらえたら私としては有難いです。</p>
事務局	<p>また皆さんのご意見を集約させてもらって、回答させていただきますが、他に何かご意見等がありますか。無いようでしたら、一度、今のご意見をまとめさせていただきます。</p>
事務局	<p>次の審議会が12月ということで、確かに3か月ほど期間がありますし、次の会議を有意義な会にしていくことが大事だと思っております。先ほど各委員からご意見がございましたように、一般的な問題ではなく橋本市における特有の課題を抽出するというのと、市役所の職員が負っているところも情報提供をさせていただく。かつ、論点の整理をして、的を絞った議論をしていただくことが有効だと思いますので、次回に向けてのテーマや宿題のようなものを事務局の方で考えさせてほしいと思います。やはり今持っている課題というのがまさしく宿題だと思うので、もう少し具体性を持って、情報提供と論点整理をさせていただこうと思いますので、宜しくお願いします。</p>

事務局	<p>私の方からも、一点だけお知らせします。先ほど委員からご意見がありましたスケジュール（案）の資料の中で、“関係課の意見聴き取り”とありますのは、少しわかりにくかったかもしれませんが、事務局の方で行う作業となります。事務局が各課へ聴き取りさせていただいて、それをまとめたものを審議会へ提示させていただくということで考えています。また、出来るだけ早い時期に橋本市の課題等を取りまとめて、事前にお示し出来るようにしたいと思いますので、宜しくお願いします。</p>
事務局	<p>先ほどからのお話にもあるように、橋本市特有の課題というのは確かにございます。それは人権・男女共同推進室や各課において、人権侵害に繋がる事例や相談等が、年に数件程度は起こっています。それらを集約させていただいて、ご報告出来たらと思っておりますが、この関連の情報には個人情報も入っております。例えば資料として提供をさせていただく時には、その取扱いにご注意をいただく必要があるかもしれませんので、その辺りをご相談をさせていただきたいと思っております。</p> <p>それではこれで閉会させていただきます。本日はどうもありがとうございました。</p>